

第四十九号

建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項第二号中「地すべり、がけ崩れ」を「地滑り、崖崩れ」に改める。

第九条中「又は幼稚園」を「幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定については、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、木造の建築物で中学校等の用途に供するものに係る基準を幼保連携型認定こども園に適用する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。